介護保険料についてのお知らせ

問介護保険課 ☎443-2043

65歳以上の方へ 介護保険料納入通知書を 7 月下旬に発送します

令和6年度の介護保険料の年額は、本人や世帯の令和5年中の所得や課税状況などを基に算定されます。

●保険料額

保険料は所得に応じて14段階に分かれます。

段階	対象となる方	年間保険料	
第1段階	生活保護受給者の方老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非	19,800円(軽減措置後)	
		80万円以下の方	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超 120万円以下の方	35,700円(軽減措置後)
第3段階		120万円超の方	54,300円(軽減措置後)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額	80万円以下の方	67,400円
第5段階	と合計所得金額の合計が	80万円超の方	79,200円(保険料基準額)
第6段階		80万円未満の方	91,100円
第7段階		80万円以上125万円未満の方	95,100円
第8段階		125万円以上210万円未満の方	103,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	210万円以上400万円未満の方	118,800円
第10段階		400万円以上420万円未満の方	134,700円
第11段階		420万円以上520万円未満の方	150,500円
第12段階		520万円以上620万円未満の方	166,400円
第13段階		620万円以上720万円未満の方	182,200円
第14段階		720万円以上の方	190,100円

●保険料の納付方法

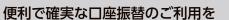
年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則として保険料は年金からの天引きとなります。 ※年金受給額が18万円以上の方でも、年度途中に65歳になった方や転入された方などは、一時的に 納入通知書で納付する必要があります。

納入通知書により納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方は、納入通知書により金融機関・コンビニなどの窓口で保険 料を納めてください。スマートフォン決済アプリでも保険料を納付できます。

□座振替をご利用の方は、□座振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。



□座振替を希望される方は、取扱金融機関、介護保険課、各行政サービス センターなどの窓口で申し込んでください。

必要なもの 預金通帳、通帳届出印、納入通知書または介護保険被保険者証

Web口座振替サービスでも申し込めます

パソコンやスマートフォンから、押印不要で簡単に申し込みがで きます。詳細は、市ホームページ(1013020)をご覧ください。



特別な事情なく保険料を滞納すると、 介護サービスを受けたとき、利用料の自己 負担額増額などの措置を受ける場合があ ります。必ず期限までに納めてください。 災害や、その他特別な事情により、保険

料の納付が困難になった場合は、相談し てください。

介護サービス費についてのお知らせ

問介護保険課 ☎443-2193

介護保険負担割合証を7月下旬に発送します

介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の割合を記載した介護保険負担割合証を、要介護(要支援)認定を受けている方などに発送します。

介護保険サービスの利用者は、利用している各事業所および担当のケアマネジャーに介護保険負担割合証の提示が必要です。 対象 要介護・要支援認定を受けている方、事業対象者の方

令和6年8月から

施設サービスを利用したときの居住費などが見直されます

●居住費の基準費用額について

介護保険施設に入所(入院)または短期入所し介護サービスを受ける場合、サービス費用の1・2・3割に加え、食費、居住費(滞在費)、日常生活費を施設に支払います。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。



8月1日休以降の居住費の基準費用額(1日あたり)は以下の通りです。

基準費用額							
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室				
1,728円(1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円				

^{※()}内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入居生活介護を利用した場合の金額です。

●居住費の自己負担限度額について(介護保険負担限度額認定証による助成について)

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請を行うことで、居住費および食費の負担額が、所得の状況に応じて減額されます。所得に応じた負担限度額まで支払い、差額分は介護保険から給付されます。

8月1日休以降の居住費の自己負担額(1日あたり)は以下の通りです。

利用者負担段階	自己負担限度額			
利用有貝担权陷	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室
第1段階	550円(380円)	0円	880円	550円
第2段階	550円(480円)	430円	880円	550円
第3段階①、②	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円

^{※()}内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入居生活介護を利用した場合の金額です。

介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方が、8月以降も引き続き減額を受ける場合は、改めて申請する必要があります。

対象 次の全ての要件を満たす方

- 市民税非課税世帯の方
- ・配偶者が市民税非課税の方(世帯が同じかどうかは問いません)
- ・預貯金などの金額が基準額以下の方

申請方法 申請書および必要書類を、郵送または直接、**介護保険課**(〒930−8510 新桜町 7 −38:市役所 3 階)へ。 ※詳細は、市ホームページ(**№1003725**)をご覧ください。



家庭ごみ減量について考えるワークショップ

問廃棄物対策課 ☎443-2281

参加無料

グループに分かれて、各家庭や団体などで取り組んでいるごみを減らすための実践例や普段の取り組みの中で課題 に感じることについて意見交換をします。

私たちの生活に身近な「ごみ問題」について深く考え、一人一人が具体的にできることは何か話し合いましょう。

日時・場所

【第1回】8月4日(1)13:00~15:00

大久保ふれあいセンター 大研修室(大久保)

【第2回】8月18日(日)13:00~15:00

市民プラザ AVスタジオ(大手町)

定員

各回25人程度(申込順)

※団体・サークルで申し込む場合は、最大3人まで。

申込方法

市ホームページ(M1015515)から申し込んでください。

ホームページ



みなさまの参加を

お待ちしています!



海洋ごみについて考える親子バスツアー

固環境政策課 ☎443-2053

参加無料

海洋ごみについて学び、夏休みの自由研究などに役立ててみませんか。

日時

8月1日休8:30~12:00

集合場所

富山駅北口

対象

小学生とその保護者

定員

15組程度(応募多数の場合抽選)

内容

- 海洋ごみについて考えるカードゲーム
- がめ川のオイルフェンス見学
- ・岩瀬浜でのごみ見学

7月21日回までに、二次元コード 申込方法

から申し込んでください。



※詳細は、市ホームページ(№1015562)をご覧ください。



熱中症対策!

クーリングシェルター および 涼み処とやま について

固環境政策課 ☎443-2053

近年の温度上昇に対応するため、4月から改正気候変動適応法が施行されました。従来の熱中症警戒アラートに加え、 より熱中症の危険が高いことを示す**熱中症特別警戒アラート**(※1)が県単位で発表されることになりました。

(※1)気温や温度などを基に算出される「暑さ指数」が、県内すべての観測地点で35以上に達すると予測される場合に発表されます。

🔷 市民の皆さんが暑さをしのぐ場所として、市の施設や民間施設を利用できます 🔷

クーリングシェルター

熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放する 市の施設です。

開設期間 10月23日 分まで

\このポスターが目印です/

※熱中症特別警戒アラート運用期間中。

指定施設

- 市役所本庁舎
- 各行政サービスセンター
- ・各中核型地区センター
- · 図書館全館(本館·地域館·分館)
- ・五福地区センター



涼み処とやま

暑さをしのぎ快適に休憩できる民間施設です。

開設期間 7月1日(月)~10月23日(水)

◆登録施設一覧は

\このポスターが目印です/

市ホームページをご覧ください 協力店舗の応募フォームも 掲載しています。



市ホームページ



※施設の開放は、通常の業務日・業務時間内で行います。

※詳細は、市ホームページ(クーリングシェルターはM015473、涼み処とやまはM015474)をご覧ください。

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な方へ

固保険年金課 ☎443-2067 固各行政サービスセンター 大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214

大八野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214 八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

保険料免除および納付猶予制度について

保険料免除制度とは

本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年の所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。 ※一部免除が承認された場合、減額となった保険料を納付しないと、未納期間となります。

納付猶予制度とは

50歳未満の方で、本人および配偶者の前年の所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除・猶予申請したいときは…-

象校

経済的な理由などで保険料の免除・猶予を希望される方

申請場所

保険年金課(市役所1階)、各行政サービスセンター

必要なもの

- ・基礎年金番号通知書・年金手帳など基礎年金番号がわかる書類
- 離職票(失業中の方)など

免除・猶予が受けられる期間 申請月の2年1カ月前から令和7年6月まで

- ※免除·猶予での年度は7月から翌年6月まで(保険料納付済の月を除きます)。
- ※任意加入されている方は対象外です。
- ※学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を利用してください。
- ※出産の際は、「産前産後期間の免除制度」を利用してください。

マイナポータルからも手続きできます

スマートフォンなどから、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例申請の手続きが簡単にできます。 詳細は、日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)を確認するか、問い合わせてください。

免除・猶予申請することで、次の2つの利点があります

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます

全額免除の場合、期間中は、保険料を納めなくても年金額の2分の1が保障されます(免除の手続きを行わず、未納の場合は保障されません)。

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが年金額には計算されません。

万が一の場合も保障が確保されます

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、主たる生計維持者が亡くなったときに遺族年金を受け取ることができます。



保険料の追納について 後から納めることもできます

免除や納付猶予の承認を受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば追納(後から保険料を納付すること)ができます。

※免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

追納を希望される場合は、日本年金機構富山年金事務所へ相談してください。

問日本年金機構富山年金事務所 ☎441-3926(自動音声サービス②→②)